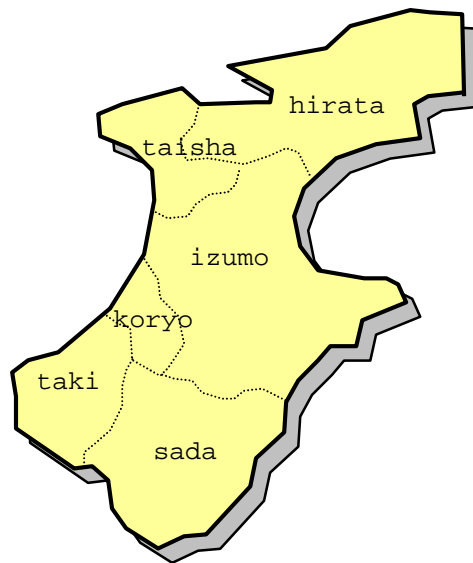


第 8 回 出雲地区合併協議会

会議資料



日 時：平成 16 年 7 月 13 日（火）午後 2 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながあかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし 荒木 孝	わたなべ まさる 渡部 勝	ふかいてつお 深井徹郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび えみこ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 尙
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよしたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゆういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				みよしきよふみ 三好清文	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	深井 徹郎	渡部 勝	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 尙
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	三好 清文
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[島根県立大学総合政策学部教授]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[島根県出雲総務事務所長]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[出雲市監査委員]
	たたのこうぞう 多々納幸造	[大社町監査委員]

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

第 8 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 7 月 13 日（火）午後 2 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 出雲地区合併協議会委員の変更について

4 会議録署名委員の指名について

5 議 事

(1) 報告事項

報告第 24 号 総務・企画小委員会報告について

報告第 25 号 福祉・教育小委員会報告について

報告第 26 号 産業・建設小委員会報告について

(2) 議案事項

議案第 66 号 一般職の職員の身分の取扱い（その 2）について

（協議第 26 号 総務・企画小委員会付託）

議案第 67 号 各種事務事業（環境関係）の取扱いについて

（協議第 27 号 福祉・教育小委員会付託）

議案第 68 号 各種事務事業（水産関係）の取扱いについて

（協議第 28 号 産業・建設小委員会付託）

(3) 協議事項

- 協議第 29 号 地域自治区の設置について
(総務・企画小委員会付託)
- 協議第 30 号 組織及び機構の取扱いについて
(総務・企画小委員会付託)
- 協議第 31 号 地方税の取扱い(その2)について
(総務・企画小委員会付託)
- 協議第 32 号 各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡員関係)の
取扱いについて (総務・企画小委員会付託)
- 協議第 33 号 各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて
(福祉・教育小委員会付託)
- 協議第 34 号 新市建設計画について
(総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会付託)

6 その他

7 閉会

次回小委員会

総務・企画：平成 16 年 7 月 15 日(木) 13:00～15:00 出雲交流会館多目的室

福祉・教育：平成 16 年 7 月 15 日(木) 15:00～17:00 出雲交流会館多目的室

産業・建設：平成 16 年 7 月 16 日(金) 10:00～12:00 出雲交流会館多目的室

次回協議会

第 9 回 : 平成 16 年 7 月 26 日(月) 13:30～16:30 出雲交流会館多目的室

第8回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第8回	平田市	湖陵町
氏名		

報告第 24 号

総務・企画小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

総務・企画小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 7 回
総務・企画小委員会を開催したので、報告する。

第7回 総務・企画小委員会開催内容

1. 日時：平成16年6月29日（火）10:00～11:55
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 協議第18号 一般職の職員の身分の取扱い（その1）について
 - * 事務局から前回の小委員会で要求したラスパイレス指数などの資料の説明を受け再度協議を行った。小委員会においてラスパイレス指数など具体的数値まで言及すべきかどうかという議論もあったが、島根県や斐川町の給与削減の状況を踏まえて、新市の給与のあり方、基準を示すべきとの意見が強く、次回、幹事の出席も得て再度協議することとした。
 - (2) 協議第26号 一般職の職員の身分の取扱い（その2）について
 - * 職員定数の取扱いについて、事務局から提案の説明を受けた。調整方針の中で255人の削減計画は良いが「10年以内の早期に」とあると、どうしても「10年間で」となりがちなため、「10年以内の」文言を削除し調整方針とすることを確認した。
 - (3) 協議第20号 消防、救急の取扱いについて
 - * 前回の小委員会で東部分署の取扱いに関して再協議としており、事務局から合併時の消防組織図（案）の再提案を受け協議した。現在、執行部において平行して協議されている斐川町との受委託関係についての議論に終始し、「小委員会は小委員会でそのことを整理し、調整方針とすべき」との意見や、「新市の消防組織のみを検討すべきではないか」との意見が出され、次回、幹事の出席も得て再度協議することとした。

報告第 25 号

福祉・教育小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

福祉・教育小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 4 回福祉・教育小委員会を開催したので、報告する。

第4回 福祉・教育小委員会開催内容

1. 日時：平成16年6月29日（火）13:00～13:40
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：

(1) 協議第27号 各種事務事業（環境関係）の取扱いについて

- * ごみの分別方法におけるペットボトル、廃プラスチック等の取扱いについて、
「ごみ減量化の観点からリサイクル・再資源化することが望ましく、分別する方向で検討すべき」という意見や、「リサイクルに伴う設備投資、処理業者等への運搬費用などの経費面を総合的に判断すべき」という意見があった。

小委員会の意見を十分に踏まえて検討され、できるだけ早い時期に方針を決定すべきとし、原案のとおりでよい旨を確認した。

報告第 26 号

産業・建設小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

産業・建設小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 7 回産業・建設小委員会を開催したので、報告する。

第7回 産業・建設小委員会開催内容

- 1．日時：平成16年6月29日（火）15:00～15:35
- 2．場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室
- 3．議題：
 - (1) 協議第28号 各種事務事業（水産関係）の取扱いについて
 - * 事務局から調整方針について説明を受け、協議した結果、原案のとおりで良い旨を確認した。

議案第 66 号

一般職の職員の身分の取扱い（その 2）について、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

一般職の職員の身分の取扱い（その 2）について
（協議第 26 号 総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 1 1 . 一般職の職員の身分の取扱い（その 2）については、次のとおりとする。

- 1 職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、早期に 255 人を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。

議案第 67 号

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて

（協議第 27 号 福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（環境関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 廃棄物収集区域、受入施設

廃棄物の収集区域は、合併時より新市全域とする。

可燃ごみの受入施設は、現行のとおりとする。

不燃ごみの受入施設は、原則として現行のとおりとする。

2 分別方法

分別方法は、次のとおりとする。ペットボトル、廃プラスチック等の取扱いについては、合併時までの方針を決定する。

（1）可燃ごみ

（2）破碎ごみ

（3）埋立ごみ

（4）粗大ごみ

（5）資源ごみ 飲料用空き缶 空きびん 古紙

（6）有害ごみ 筒型乾電池 蛍光管・体温計・鏡

3 収集方法、収集頻度

収集方法は、ステーション（集積場）単位を基本とし、拠点回収を併せて行う方向で調整する。収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

収集頻度、排出制限については、合併時から次のとおりとするが、収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

(1) 可燃ごみ	週2回	1回につき4袋(個)まで
(2) 破碎ごみ	月2回	1回につき4袋(個)まで
(3) 埋立ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
(4) 粗大ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
(5) 資源ごみ		
飲料用空き缶	月2回	1回につき4袋(個)まで
空きびん	月1回	1回につき4袋(個)まで
古紙	月1回	制限なし
(6) 有害ごみ		
筒型乾電池	月1回	制限なし
蛍光管・体温計等	月1回	制限なし

4 収集体制

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 指定袋・指定券及び販売方法

指定袋・指定券については、合併時から規格を統一する。

販売方法並びに販売委託料については、出雲市、大社町の例により合併時まで調整する。

6 ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から次のとおりとする。

(1) 収集ごみ家庭系手数料 (袋容量：大40㍓、小20㍓)

分別区分		指定袋	収集券
可燃ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
破砕ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
埋立ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
粗大ごみ		指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚
資源ごみ	空き缶	大	指定券なし
		小	
	空きびん	大	指定券なし
	小	5円/枚	
	古紙	指定袋なし・無料	指定券なし
有害ごみ	筒型乾電池	指定袋なし・無料	指定券なし
	蛍光灯 体温計 鏡	指定袋なし・無料	指定券なし

(2) 収集ごみ事業系手数料 (袋容量：40㍓)

分別区分	指定袋	指定券
可燃ごみ	100円/枚	100円/枚
破砕ごみ	100円/枚	100円/枚
埋立ごみ	100円/枚	100円/枚
粗大ごみ	直接搬入	なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。	なし

(3) 直接搬入手数料

直接搬入手数料については、見直しを含めて検討し、合併時まで統一する。

7 ごみ処理業許可手数料

出雲市、平田市の例により合併時に統一する。

- 8 し尿処理手数料（出雲市外 6 市町広域事務組合）
出雲市外 6 市町広域事務組合が定める出雲環境センターの額をもって、新市の手数料とする。
- 9 し尿処理業許可手数料
出雲市外 6 市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。
- 10 浄化槽清掃業許可手数料
出雲市外 6 市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。
- 11 資源ごみ回収団体等への助成
新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。
- 12 生ごみ処理機等に対する助成
出雲市の例により合併時に統一する。
ただし、補助対象の個数制限については、合併時まで調整する。
- 13 ステーション（収集ボックス・集積場）設置に対する助成
補助条件等を次のとおり合併時に統一する。
- 【補助条件】 設置経費が 1 万円以上。
5 世帯以上が利用すること。
- 【補助金額】 5 世帯～ 19 世帯 = 補助率 1 / 2 で上限 5 万円
20 世帯以上 = 補助率 1 / 2 で上限 15 万円
- 【その他】 5 世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。
修繕経費は 1 万円以上を助成対象とする。

14 環境衛生組合補助金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

今後とも、地域の環境問題やごみ問題への取り組みには市民の協力が不可欠であり、行政と市民のパイプ役としての組織が必要である。そうした組織や助成制度のあり方について、現行の出雲市環境衛生組合を含め、新市において検討する。

15 共同墓地の使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

16 火葬場施設使用料

出雲市の例により合併時に統一する。

17 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 68 号

各種事務事業（水産関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（水産関係）の取扱いについて
（協議第 28 号 産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（水産関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 栽培漁業地域展開事業

栽培漁業地域展開事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、東西の二つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。

2 市町単独補助事業

市町単独補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2 年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。

3 沿岸漁業融資資金

沿岸漁業融資資金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2 年を目途に、新たに制度化する。

4 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業振興対策事業について、平田市の事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲市及び湖陵町の事業については、合併時に統一する。

5 国県事業上乗せ補助金

国県事業上乗せ補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2 年を目途に、新たに制度化する。

6 漁獲共済金助成事業

漁獲共済金助成事業については、各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、新たに制度化する。

7 漁業振興基金

漁業振興基金については、多伎町、湖陵町、大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。

8 漁業関連施設整備計画

漁業関連施設整備計画については、新市において2年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。

9 漁業関連施設整備受益者分担金

漁業関連施設整備受益者分担金については、平成16年度は、現行のとおりとし、平成17年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により、徴収しない。

10 漁業集落環境整備事業受益者分担金

漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備等については、新市において検討する。

11 漁港施設の使用料及び占用料

漁港施設の使用料及び占用料については、島根県漁港管理条例を準用し、合併時に統一する。なお、運用については、新市において検討する。

12 遊漁事業

遊漁事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

13 漁業協同組合

県内の漁協一本化計画が実現できるよう調整に努める。

14 各種団体補助

各種団体への補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目途に調整する。

協議第 29 号

地域自治区の設置について、次のとおり協議する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

地域自治区の設置について（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 17 . 地域自治区の設置については、次のとおりとする。

- 1 新市建設計画「出雲の國づくり大綱」の趣旨に則り、新市において、地域住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、2市4町の区域ごとに、地方自治法第 202 条の 4 の規定に基づく地域自治区を設置する。
- 2 地域自治区の設置に関し必要な事項を別紙のとおり定める。

参考資料：別添のとおり

地域自治区の設置について

1 地域自治区

- (1) 地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、地方自治法第202条の4の規定に基づき、旧市町の区域ごとに地域自治区を設ける。
- (2) 地域自治区の名称は、出雲地域自治区・平田地域自治区・佐田地域自治区・多伎地域自治区・湖陵地域自治区・大社地域自治区とする。
- (3) 地域自治区の事務所は、支所とする。(旧出雲市は、本庁舎)
- (4) 支所は、地域協議会と連携して、地域まちづくり計画の策定や地域振興まちづくり予算の主体的な執行を行う。
- (5) 合併時における区域内の効果的な事務処理や地域の意見に配慮した施策を執行するため、支所長(事務所の長)は、理事職の事務吏員をもって充てる。
- (6) 地域自治区は、必要に応じ、制度を評価して見直しを図るものとする。

2 地域協議会

- (1) 地域自治区に、地域協議会を置く。
- (2) 地域協議会の名称は、出雲地域協議会・平田地域協議会・佐田地域協議会・多伎地域協議会・湖陵地域協議会・大社地域協議会とする。
- (3) 地域協議会の構成員は、各地域自治区内に住所を有する者のうちから、市長が選任する。
- (4) 地域協議会の構成員は、20人程度とする。
- (5) 地域協議会の権限

次に掲げる事項で、市長(その他の市の機関を含む。以下同じ。)により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長に意見を述べる。

ア 支所が所掌する事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務

【具体例】

- ・地域福祉（学童保育、福祉ボランティア活動支援等）
- ・地域内の環境保全（リサイクル、清掃等）
- ・地域内道路・施設の管理
- ・地域防災、地域防火、地域防犯など
- ・住民に身近な事務所としての窓口業務（戸籍、住民基本台帳等）
- ・区域内の地域振興まちづくり予算の執行

イ 地域内住民との連携の強化に関する事項

【具体例】

- ・地域まちづくり計画作成に当たっての住民参加
- ・地域内の基礎的自治組織その他各種関係団体との連携・協働

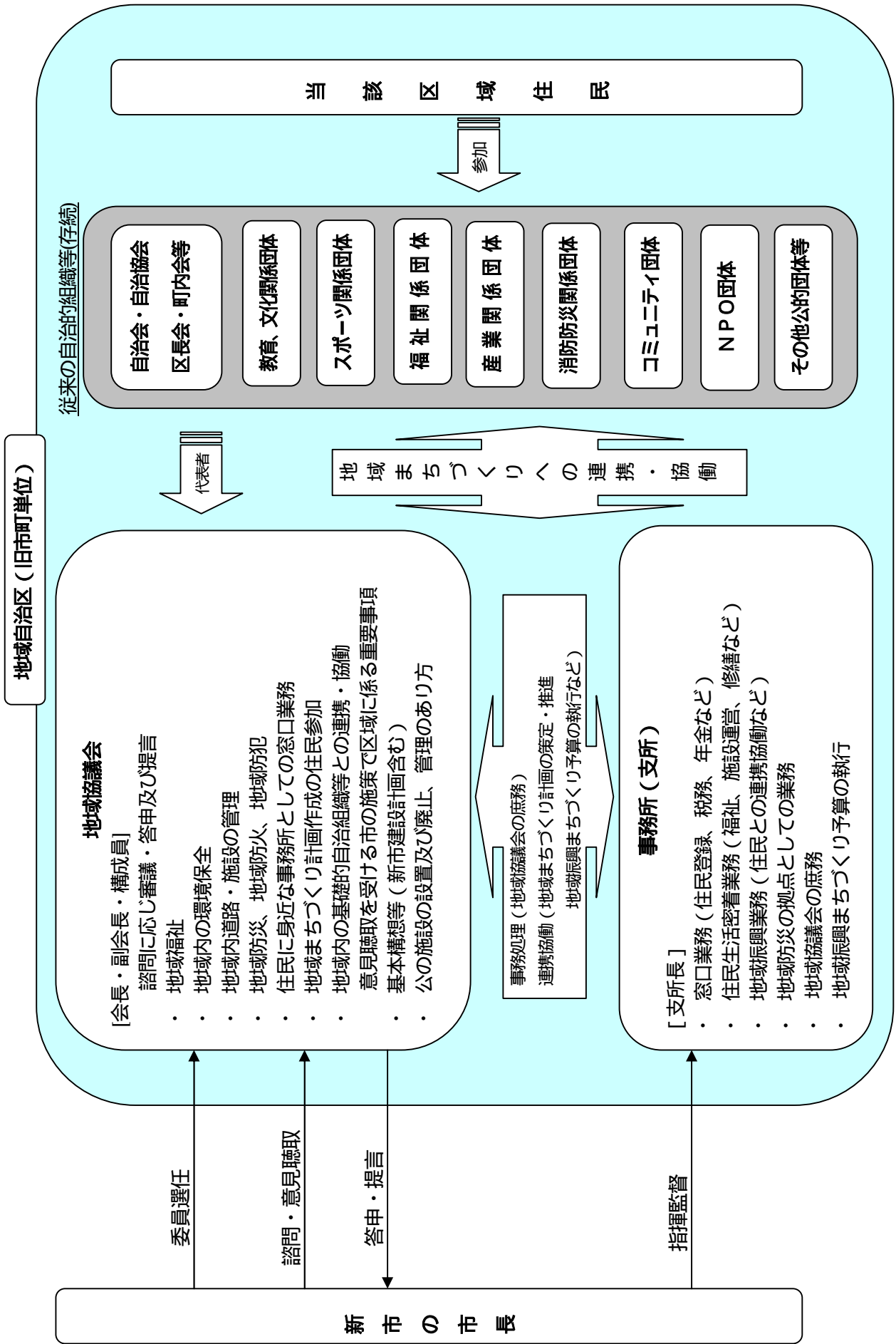
市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項（当該区域に係るもの）を決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

【具体例】

- ・区域内の公の施設の設置及び廃止
- ・区域内の公の施設の管理のあり方
- ・市が策定する基本構想等（新市建設計画を含む。）のうち、その区域に係る重要事項

市長は、地域協議会の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地域自治区のイメージ図



改正地方自治法 [平成 16 年 5 月 26 日公布] (抜粋)

地域自治区の設置【第 202 条の 4】

(地域自治区の設置)

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。
- 4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

【趣旨】

本条は、地域自治区の目的及びその設置の方法のほか、事務所の位置、名称、所管区域の定め方、事務所の長に関する事項等を定めるものである。

地域協議会の設置及び組織【第 202 条の 5】

(地域協議会の設置及び構成員)

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

【趣旨】

本条は、地域自治区には地域協議会が置かれることを定めるとともに、その構成員の選任方法、任期及び報酬等に関する事項などの地域協議会の運営上必要となる基本的な事項を規定するものである。

地域協議会の会長・副会長【第 202 条の 6】

(地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、地域協議会に会長及び副会長を置くこと及びその選任等の方法を定める規定するものである。

地域協議会の権限【地方自治法第 202 条の 7】

(地域協議会の権限)

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - 三 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、地域協議会の意見具申権等その権限について規定するとともに、地域協議会の意見を受けた後の市長その他の機関の措置について規定したものである。

地域協議会の組織及び運営【第 202 条の 8】

(地域協議会の組織及び運営)

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

【趣旨】

本条は、地方自治法第 202 条の 5 から同法第 202 条の 7 までに定めるもののほか、構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることができることを規定するものである。

政令への委任【第 202 条の 9】

(政令への委任)

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

【趣旨】

本条は、地方自治法に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項について、政令で定めることができることを規定するものである。

協議第 30 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

組織及び機構の取扱いについて（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 7 . 組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

新市における組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき構築する。

《新市における組織・機構の基本方針》

1 総括方針

- (1) 行財政改革を積極的に実施できる組織、機構
- (2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構
- (3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織、機構
- (4) 市民の声を適正に反映することができる組織、機構
- (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織、機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構
- (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織、機構
- (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構

2 段階的整備方針

組織、機構の整備にあたっては、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、次のとおり段階的に整備する。

- (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。また、教育文化行政組織については、合

併当初においては、各市町の現在の取り組みに鑑み、市長部局、教育行政部局に適宜組み込んだ組織体制とするが、3年以内を目途に統一的な組織体制を構築することとする。

- (2) 合併後、概ね3年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。
- (3) 合併10年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率化を図る。

3 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併後は2市4町の既存庁舎を有効活用する。
- (2) 出雲市役所を本庁とし、平田市役所、佐田町役場、多伎町役場、湖陵町役場及び大社町役場については支所とする。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務、市全体として取り組む対外的な業務、各種行政委員会等及び議会の事務を所掌する。
- (4) 支所は、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水路修繕など）を所掌するとともに、地域防災の拠点とする。また、合併前の市町の区域を所管区域とし、新市が推進する21世紀出雲の國づくり計画の地域別整備方針及び地域ごとに策定する地域まちづくり計画に沿って、本庁及び地域協議会と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。

なお、旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能を確保する。

参考資料：別紙のとおり

教育行政組織の考え方について

*生涯学習・生涯スポーツ・文化振興等の所管について

各市町での取組み状況、新市での効率的な行政運営、国の教育委員会制度の検討状況を勘案し、将来を見据えた柔軟で創造的な組織体制、事業を、3年を目途に構築するべく現時点では整理する。

市長部局で所管するもの

- ・地域振興としての文化振興
- ・地域振興としてのスポーツ振興
- ・地域振興としての文化財の活用

教育委員会部局で所管するもの

- ・学校教育と連携した社会教育
- ・文化財の調査

*教育協議会(仮称)の設置

- ・各分野のそれぞれ専門の委員で構成された教育協議会(仮称)を設置して、新市の教育委員と様々な立場から意見交換、協議を行い、教育行政について連携・協力を図る。

支所の機能の考え方について

支所のあり方について

- ・合併による行政コストの縮減、組織のスリム化の観点から、職員、住民の意識改革を踏まえた創造的分権型行政の構築を踏まえた支所を目指す。
- ・主体性をもった支所の運営にあたっては、理事職をあてることを検討する。

地域防災センターとしての拠点機能

- ・防災に際し、住民に一番身近な初期体制が必要との視点から支所に地域防災センターとしての拠点機能を確保する。

地域振興まちづくり予算の確保

地域協議会との連携を図り、地域の特色を発揮するための予算を、支所長が地域協議会の意見を聞き、主体的に執行する。

出雲の国づくり大綱

地方分権時代に対応するまちづくり

合併による行政コストの大幅な縮減
合併を契機とした創造的分権型行政の構築

地域特性が光るまちづくり

21世紀出雲の国づくり計画の推進
地域まちづくり計画の策定・推進
地域振興まちづくり予算の執行
(地域振興・地域協働・地域コミュニティに係わる支所予算)

住民が主役のまちづくり

地域協議会の設置
地域自治組織、NPOなどの活用の推進

段階的整備方針

【合併当初】

(1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。また、教育文化行政組織については、合併当初においては、各市町の現在の取り組みに鑑み、市長部局、教育行政部局に適宜組み込んだ組織体制とするが、3年以内を目途に統一した組織体制を構築することとする。

【行政の再編・再構築】
効率的な組織機構(本庁・支所の基本的機能の構築)

【概ね3年】

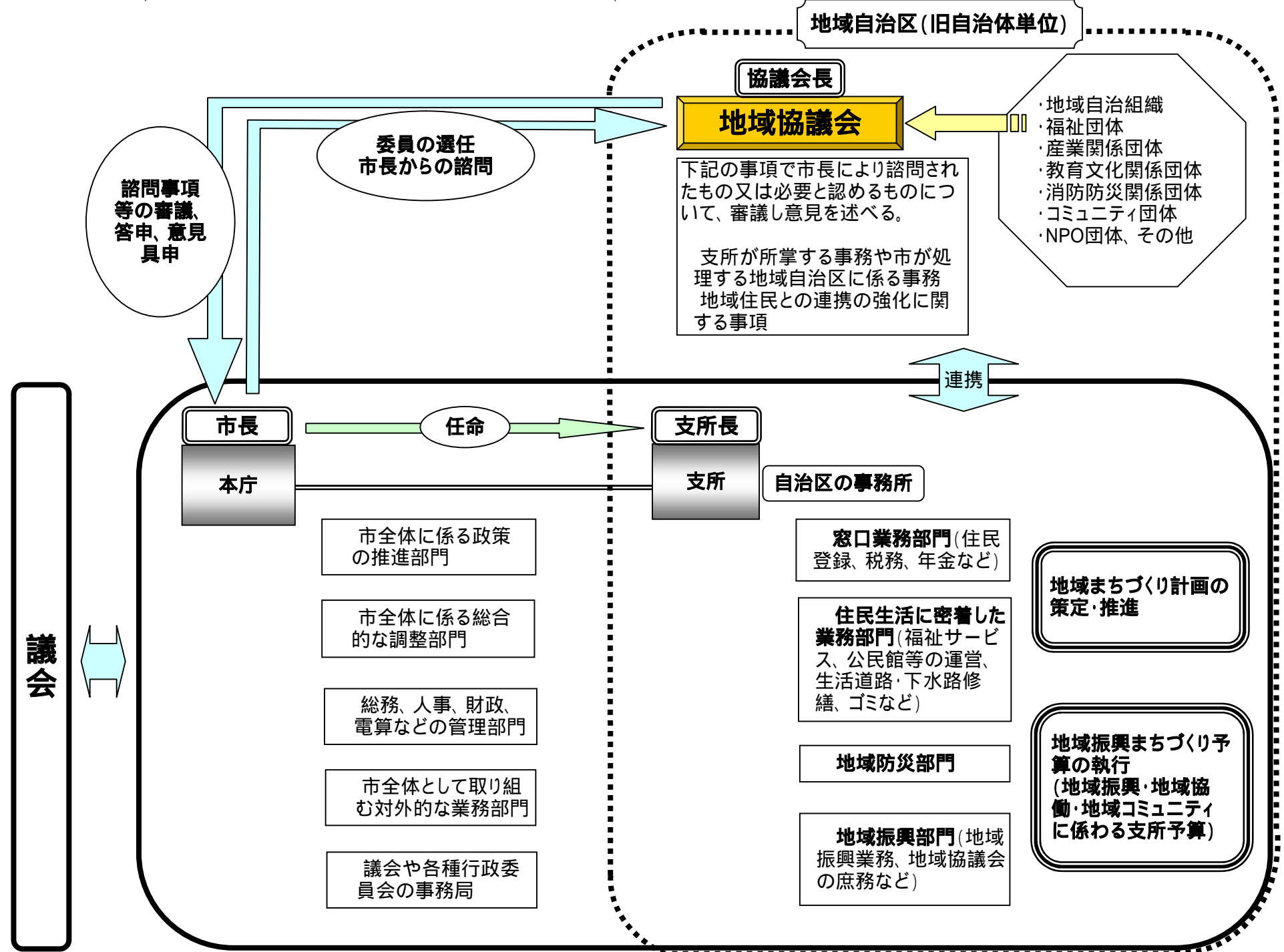
(2) 合併後、概ね3年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。

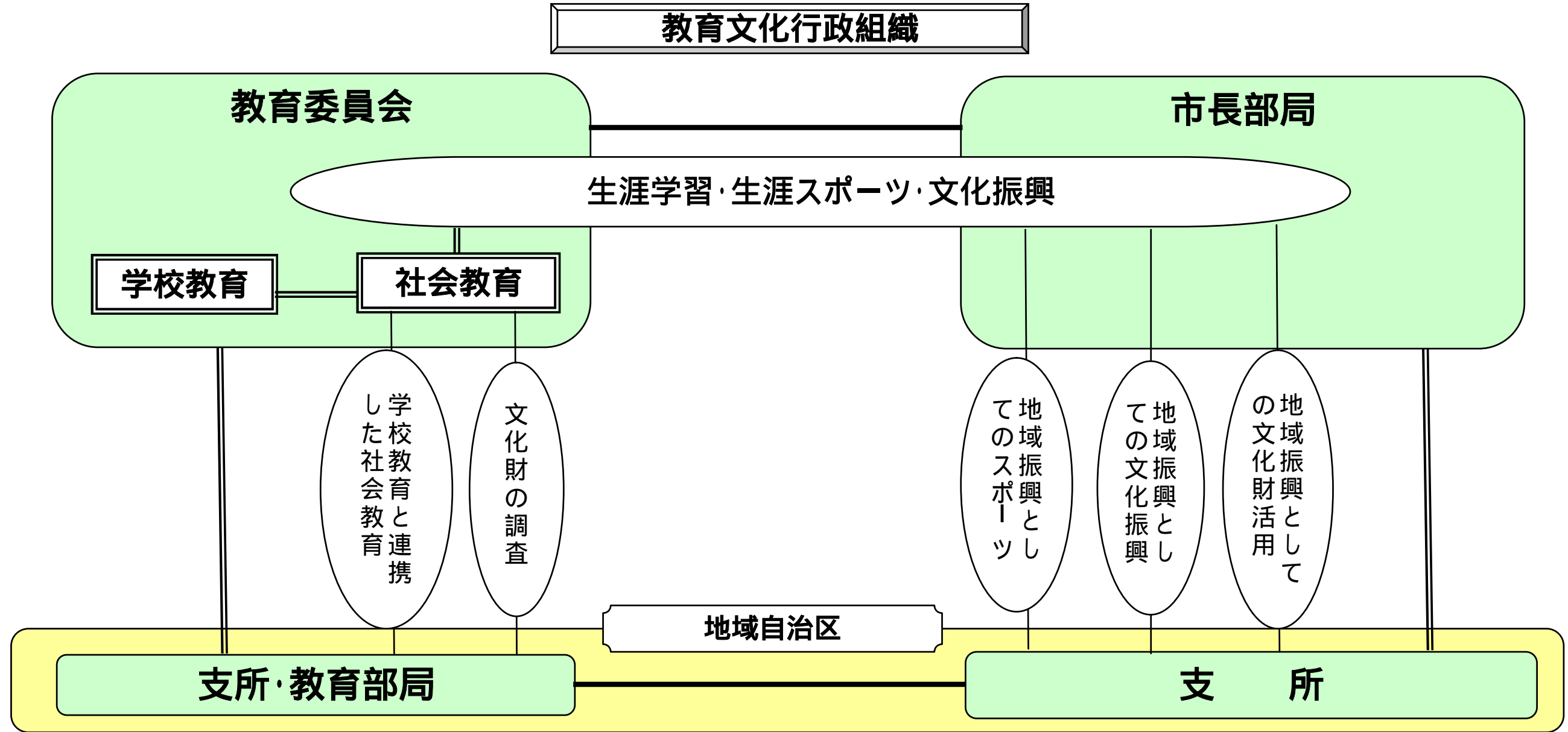
【住民参加による新市行政システムの構築】
(地域協働ネットワーク化)

【10年後】

(3) 合併10年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率化を図る。

行財政改革の推進(人員削減・民間委託等)





教育文化行政組織については、合併当初においては、各市町の現在の取り組みに鑑み、市長部局、教育行政部局に適宜組み込んだ組織体制とするが、3年以内を目途に統一的な組織体制を構築する。

【教育協議会(仮称)の設置】
 各分野のそれぞれ専門の委員で構成された教育協議会(仮称)を設置して、新市の教育委員と様々な立場から意見交換、協議を行い、教育行政について連携・協力を図る。

協議第 31 号

地方税の取扱い（その 2）について、次のとおり協議する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

地方税の取扱い（その 2）について（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 18 . 地方税の取扱い（その 2）については、次のとおりとする。

1 固定資産税の税率

固定資産税の税率は、1.5%を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、出雲市及び平田市は、平成 17 年度から 1.5%に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、平成 17 年度から 3 年度間は現行のとおりの 1.4%、4 年度目から 1.5%に統一する。

2 固定資産税の不均一課税

固定資産税の不均一課税は、鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

3 固定資産税の課税免除

固定資産税の課税免除は、現行の基準を継続する。

参考資料：別紙のとおりのとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 1-1

協議項目	地方税の取扱い	現況			
協議項目	協議細目	雲 市	平 田 市	佐 田 町	多 伎 町
調整の方針	別紙のとおり				
出 雲 市					
1. 固定資産税の税率 税率 1.5%	1. 固定資産税の税率 税率 1.55%	1. 固定資産税の税率 税率 1.5%	1. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)	1. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)	1. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)
2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) ・対象資産 土地、家屋、償却資産 ・税率 0.75%	2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) ・対象資産 土地、家屋、償却資産 ・税率 0.80%	2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) ・対象資産 土地、家屋、償却資産 ・税率 0.80%	2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 該当なし	2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 該当なし	2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 該当なし
半島振興法 該当なし	半島振興法 ・対象資産 家屋、償却資産 ・税率 初年度 0.14%、次年度 0.35%、 3年度 0.7%	半島振興法 ・対象資産 家屋、償却資産 ・税率 初年度 0.14%、次年度 0.35%、 3年度 0.7%	半島振興法 該当なし	半島振興法 該当なし	半島振興法 該当なし
国際観光ホテル整備法 ・対象資産 家屋 ・税率 1.15%(5年度間)	国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし
3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし	3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 ・対象資産 家屋、償却資産	3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 ・対象資産 家屋、償却資産	3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし	3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし	3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし
過疎地域自立促進特別措置法 該当なし	過疎地域自立促進特別措置法 該当なし	過疎地域自立促進特別措置法 該当なし	過疎地域自立促進特別措置法 ・対象資産 償却資産	過疎地域自立促進特別措置法 ・対象資産 償却資産	過疎地域自立促進特別措置法 ・対象資産 土地、家屋、償却資産
低開墾地域工業開発促進法 該当なし	低開墾地域工業開発促進法 該当なし	低開墾地域工業開発促進法 該当なし	低開墾地域工業開発促進法 該当なし	低開墾地域工業開発促進法 該当なし	低開墾地域工業開発促進法 該当なし

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 1 - 2

協議項目		協議細目	
地方税の取扱い		協 議 細 目	
調整の方針	別紙のとおり		
現 況			
湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
1. 固定資産税の税率 税率 1.4% (標準税率) 2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 該当なし 半島振興法 該当なし 国際観光ホテル整備法 該当なし 3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし 過疎地域自立促進特別措置法 該当なし 低開発地域工業開発促進法 ・対象資産 土地、家屋、償却資産	1. 固定資産税の税率 税率 1.4% (標準税率) 2. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) ・対象資産 土地、家屋、償却資産 ・税率 0.70% 半島振興法 ・対象資産 家屋、償却資産 ・税率 初年度 0.14%、次年度 0.35%、 3年度 0.7% 国際観光ホテル整備法 該当なし 3. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし 過疎地域自立促進特別措置法 該当なし 低開発地域工業開発促進法 該当なし	1. 固定資産税の税率は、1.5%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、出雲市及び平田市は、平成17年度から1.5%に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、平成17年度から3年度間は現行のとおり1.4%、4年度目から1.5%に統一する。 2. 固定資産税の不均一課税は、鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。 3. 固定資産税の課税免除は、現行の基準を継続する。	

2 市 4 町の固定資産の税率と不均一課税期間の参考資料

1. 固定資産税の税率の現状

1.55%	平田市	1.50%	出雲市	1.40%	佐田町、多伎町、湖陵町、大社町
-------	-----	-------	-----	-------	-----------------

2. 固定資産税の評価替えと不均一課税期間との関係

年度	評価替え	不均一課税
平成17年度		1年目
平成18年度		2年目
平成19年度		3年目
平成20年度		4年目
平成21年度		5年目
平成22年度		

3. 固定資産税の税率案と現在税収額との比較

・単年度の影響額試算（平成15年度予算で積算）

税率	（単位:百万円）						
	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
不均一期間	0	34	0	0	0	0	34
1.50%	0	34	9	12	16	37	40
1.40%	366	101	0	0	0	0	467

平田市は1.55%から1.5%に、出雲市は1.5%、その他は1.4%

・10年間の影響額試算（平成15年度予算で積算）

	（単位:百万円）										
	H17 1年目	H18 2年目	H19 3年目	H20 4年目	H21 5年目	H22 6年目	H23 7年目	H24 8年目	H25 9年目	H26 10年目	合計
不均一期間											
2年	34	34	40	40	40	40	40	40	40	40	252
3年	34	34	34	40	40	40	40	40	40	40	178
4年	34	34	34	34	40	40	40	40	40	40	104
5年	34	34	34	34	34	40	40	40	40	40	30
なし（税率1.5%）	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400
なし（税率1.4%）	467	467	467	467	467	467	467	467	467	467	4,670

**〔 県内等の協議会における固定資産税の状況 〕
特例法を適用する事例**

協議会名	現在の固定資産税率	調整結果	不均一課税の方法
【安来・能義】	1.60% 安来市	1.60% 不均一課税（4年）	平成18・21年度の評価替年度に段階的（0.1%ずつ上昇）に調整
	1.40% 広瀬町・伯太町		
【浜田・那賀】	1.60% 弥栄村	1.50% 不均一課税（5年）	不均一課税期間は現行の税率（引き上げのみ）
	1.50% 浜田市・金城町・三隅町		
【雲南】	1.40% 旭町	未定 不均一課税（未定）	不均一課税期間は現行の税率 合併特例法に定める期限内に統一
	1.60% 三刀屋町・吉田村		
【鳥取東部10市町村】 （編入）	1.55% 大東町・木次町	1.50% 不均一課税（5年）	不均一課税期間は現行の税率
	1.50% 掛合町		
【米子市・淀江町】	1.45% 加茂町	1.50% 不均一課税（5年）	不均一課税期間は現行の税率
	1.50% 鳥取市・国府町・河原町・青谷町		
	1.40% 福部村・用瀬町・佐治村・気高町・智頭町・鹿野町		
	1.50% 米子市		
	1.40% 淀江町		

税率に差異があるが合併の翌年度に統合する事例

協議会名	現在の固定資産税率	調整結果
【江津・桜江】 （編入）	1.60% 桜江町	1.55% （合併年度は現行のとおり）
	1.55% 江津市	
【仁多郡二町】	1.60% 仁多町	1.55% （合併年度は現行のとおり）
	1.55% 横田町	
【益田・美濃】 （編入）	1.60% 匹見町	1.50% （合併年度は現行のとおり）
	1.50% 益田市・美都町	
【邑南】	1.50% 羽須美村・石見町	1.45% （合併年度は現行のとおり）
	1.45% 瑞穂町	

税率が同率の事例

協議会名	現在の固定資産税率	調整結果
【松江・八束】	1.40% 関係市町同率	現行のとおり
【邑東】	1.60% 関係市町同率	現行のとおり
【飯南】	1.60% 関係市町同率	現行のとおり
【隠岐島後】	1.40% 関係市町同率	現行のとおり

[県内等の協議会における検討状況]

特例法を適用する事例

【安来・能義】・・・固定資産税率（安来市 1.6%、広瀬町・伯太町 1.4%）

1市2町で差異のない地方税については現行のとおりとし、差異のあるものについては以下のとおりとする。ただし、合併する年度については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、それぞれ従前のとおりとする。

- (1)法人市（町）民税については、安来市、伯太町の例による。
- (2)固定資産税及び特別土地保有税については、安来市の例による。ただし、固定資産税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、平成20年度までは不均一課税とし、広瀬町及び伯太町については、平成18年度及び平成21年度の評価替年度において段階的（0.1%ずつ上昇）に調整する。
- (3)軽自動車税については、広瀬町、伯太町の例による。 （15年9月5日確認）

【浜田・那賀】・・・固定資産税率（弥栄村 1.60%、浜田・金城・三隅 1.50%、旭町 1.40%）

1市3町1村で差異のない税制は、現行のとおりとし、差異のある税制については、次のとおり扱うものとする。

1．個人市民税

- (1)均等割の税率は、地方税法の人口要件で定める税率とする。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。
- (2)均等割の税率の軽減については、合併時に廃止する。

2．法人市民税

- (1)均等割の税率は、制限税率を採用する。
- (2)法人税割の税率は、制限税率を採用する。

3．固定資産税

- (1)新市における税率は、1.5/100とする。ただし、税率が引上げとなる市町村は、合併年度及びこれに続く5年度は現行のとおり不均一課税を行うこととする。
- (2)納期については、5月、7月、12月、2月とする。ただし、合併年度については、現行のとおりとする。

- 4．前納報奨金は、報奨率5/1,000、限度額30千円とする。 （16年3月15日確認）

【雲南】・・・固定資産税率（三刀屋町・吉田村 1.60%、大東・木次町 1.55%、掛合町 1.50%、加茂町 1.45%）

- 1．個人住民税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2．6町村で差異のある法人住民税の法人税割及び固定資産税の税率については、合併特例法第10条の規定による現行の規定を適用した不均一課税とし、合併特例法第10条に定める期限内に統一を図るものとする。
- 3．固定資産税の第3期納期については、合併時まで一元化する。軽自動車税の納期については4月1日から4月30日とする。 （15年6月27日確認）

【鳥取東部10市町村（編入）】・・・固定資産税率（福部村・用瀬町・佐治村・毛高町・智頭町・鹿野町 1.4%、鳥取市・国府町・河原町・青谷町 1.5%）

- 1．住民税（個人）の均等割の税率については、平成21年度までは現行のとおりとし、平成22年度より鳥取市の制度に統一する。ただし、納期については合併翌年度より鳥取市の制度に統一する。
- 2．住民税（法人）の均等割と法人税割の税率については、平成21年度までは現行のとおりと

し、平成 22 年度より鳥取市の制度に統一する。

3. 軽自動車税については、現行のとおりとする。ただし、納期については合併翌年度より鳥取市の制度に統一する。
4. たばこ税、入湯税については、現行のとおりとする。
5. 徴収事務、収納組合、納税協力団体育成補助金、全期前納報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度より鳥取市の制度に統一する。
6. 原動機付自転車等標識紛失弁償金については、合併時に廃止する。
7. たばこ小売組合等助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に廃止する。
8. 固定資産税については、平成 21 年度までは現行のとおりとし、評価替の平成 22 年度より鳥取市の制度に統一する。ただし、納期については合併翌年度より鳥取市の制度に統一する。
9. 都市計画税については、平成 21 年度までは現行のとおりとし、評価替の平成 22 年度より鳥取市の制度に統一する。
(15 年 12 月 25 日確認)

【米子市・淀江町】・・・固定資産税率（淀江町 1.40%、米子市 1.50%）

1. 個人住民税については、合併時に米子市の例により統合するものとする。
2. 法人住民税について
 - (1) 法人住民税の均等割並びに法人税割の税率については、米子市の例により統合するものとする。ただし、合併の日の属する年度及びその翌年度から 5 年間は不均一課税をすることとする。
 - (2) 減免規定については、合併時に米子市の例により統合するものとする。
3. 固定資産税について
 - (1) 固定資産税の税率については、米子市の例により統合するものとする。ただし、合併の日の属する年度及びその翌年度から 5 年間は不均一課税をすることとする。
 - (2) 納期並びに減免規定については、合併時に米子市の例により統合するものとする。
 - (3) 国有資産等所在市町村交付金については、現行のとおりとする。
4. 特別土地保有税については、現行のとおり旧米子市地内で実施するものとする。
5. 軽自動車税の税率、納期、減免規定並びに標識の交付及びき損等による弁償金については、合併時に米子市の例により統合するものとする。
6. 入湯税については、現行のとおり新市において実施するものとする。
7. 鉱山税については、現行のとおり新市において実施するものとする。
8. 市町村たばこ税については、現行のとおり新市において実施するものとする。
9. 督促手数料並びに延滞金については、合併時に米子市の例により統合するものとする。
10. 前納報奨金は、合併時に米子市の例により統合するものとする。
11. 納税貯蓄組合については、合併時に米子市の例により統合するものとする。
12. 税証明及び閲覧の種類並びにその手数料については、合併時に米子市の例により統合するものとする。
(16 年 4 月 19 日確認)

税率に差異があるが合併の翌年度に統合する事例

【江津・桜江】・・・固定資産税率（桜江町 1.60%、江津市 1.55%）

- (1) 個人市町民税の均等割軽減及び納期については、江津市の例による。ただし、平成 16 年度については、それぞれ旧市町の例による。
- (2) 法人市町民税については、両市町に差異がないため現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税の税率、納期、課税明細書の送付方法等、不均一課税及び過誤納返還金について

は、江津市の例による。評価額については、平成 18 年度の評価替えに向けて新市において調整する。全棟調査については、新市において調整する。ただし、平成 16 年度については、それぞれ旧市町の例による。

(4) 軽自動車税の税率については、桜江町の例による。納期及びナンバープレートの再交付については、江津市の例による。ただし、平成 16 年度については、それぞれ旧市町の例による。

(5) たばこ税については、両市町に差異がないため現行のとおりとする。

(6) 特別土地保有税については、両市町に差異がないため現行のとおりとする。

(7) 鉱山税については、両市町に差異がないため現行のとおりとする。

(8) 入湯税の課税免除規定については、江津市の例による。 (15 年 2 月 10 日確認)

【仁多郡二町】・・・固定資産税率（仁多町 1.60%、横田町 1.55%）

(1) 税率の異なる法人町民税及び固定資産税については、合併時に統合する。法人町民税及び固定資産税の税率は横田町の例によるものとする。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町の例によるものとする。

(2) 前納報奨金は、合併時に横田町の例に統合する。

(3) 入湯税の課税免除制度については、合併時に仁多町の例を基に調整する。

(4) 町民税及び固定資産税の納期については、地方税法に定める 4 期とし、納付時期については合併時に仁多町の例に統合する。

(5) 督促手数料については、合併時に横田町の例に統合する。

(6) 二町で差異のないものについては、現行のとおりとする。 (15 年 10 月 30 日確認)

【益田・美濃（編入）】・・・固定資産税率（匹見町 1.60%、益田市・美都町 1.50%）

1. 個人市民税のうち、均等割りについては新市人口規模の税率による。また、所得割については旧市町とも同率であることから現行のとおりとする。ただし、平成 16 年度については、それぞれ旧市町の例による。

2. 法人市民税は、均等割・法人税割とも益田市の税率に統一する。ただし、平成 16 年度については、それぞれ旧市町の例による。

3. 固定資産税は、益田市の税率に統一する。ただし、平成 16 年度については、それぞれ旧市町の例による。

4. 軽自動車税は、益田市の税率に統一する。ただし、平成 16 年度及びこれに続く 3 年度は、それぞれ旧市町の例による。

5. たばこ税は、現行のとおりとする。

6. 特別土地保有税は、現行のとおりとする。（ただし、平成 15 年度から課税停止）

7. 鉱山税は、現行のとおりとする。

8. 入湯税は、現行のとおりとする。 (15 年 7 月 30 日確認)

【邑南】・・・固定資産税率（羽須美村・石見町 1.50%、瑞穂町 1.45%）

(1) 個人市民税の納期については羽須美村、石見町の例に、均等割の税率の軽減については羽須美村、瑞穂町の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町村の例による。

(2) 固定資産税の税率については瑞穂町の例に、納期については石見町の例による。ただし、合併する年度についてはそれぞれ旧町村の例による。

(3) その他差異のある税制についても、合併後速やかに調整する。(15 年 10 月 30 日確認)

税率が同率の事例

【松江・八束】・・・固定資産税率（関係市町同率の1.40%）

8市町村で差異のない税率は、現行のとおりとし、差異のある税率については、次のとおり扱うものとする。

1. 個人市町村民税（均等割）は、標準税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とする。
2. 法人市町村民税は、松江市の例により調整する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とする。
3. 軽自動車税は、松江市の例により調整する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とする。
4. 入湯税は、松江市、鹿島町、八雲村、玉湯町、宍道町及び八束町の例により調整する。
(15年7月25日確認)
5. 都市計画税は、松江市の例により調整する。ただし、玉湯町の都市計画税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度に限り課税をしないこととする。
(15年9月30日確認)

【邑東】・・・固定資産税率（関係市町同率の1.6%）

1. 個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、町村たばこ税、入湯税、特別土地保有税の税率については、2町村に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 2町村で相違がある入湯税の課税免除については、邑智町の例を参考に合併時まで調整する。
(16年1月26日確認)

【飯南】・・・固定資産税率（関係市町同率の1.6%）

1. 個人町民税については現行税率を適用し、納期については赤来町の例による。
2. 法人町民税については現行税率を適用し、現行の納期とする。
3. 固定資産税については現行税率を適用し、納期については赤来町の例による。
4. 軽自動車税については現行税率を適用し、現行の納期とする。
5. 町たばこ税については現行税率を適用し、現行の納期とする。
6. 鉱山税については現行税率を適用し、現行の納期とする。
7. 特別土地保有税については現行税率を適用し、現行の納期とする。
8. 国民健康保険税については料方式を採用し、国民健康保険事業の取扱いで調整する。
(15年9月11日確認)

【隠岐島後】・・・固定資産税率（関係市町同率の1.40%）

個人町村民税・固定資産税・法人町村民税・町村たばこ税・軽自動車税の取扱いは、4町村とも差異が無いため、現行のとおりとする。但し固定資産税の納期については西郷町の例による。

入湯税の取扱いは五箇村の例による。

特別保有税の取扱いは現行のとおりとするが、免税点については都市計画区域を有するため5千平方メートル未満とする。
(15年9月9日確認)

協議第 32 号

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて
（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 地域コミュニティ支援

地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。

（1）コミュニティ活動助成

自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 18 年度から事業及び活動助成制度を創設し移行する。

（2）集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成

出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。

2 行政連絡員制度

行政連絡員制度については、各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種専務事業(地域コミュニティ・自治委員関係)の取扱いについて				協議細目	地域コミュニティ支援	
調整の方針	<p>地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ活動助成 自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から事業及び活動費助成制度を創設し移行する。 2. 集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成 出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。 						
項目	現況					湖陵町	大社町
自治会・町内会上部団体(自治協会等)	出雲市 自治協会連絡協議会 ・構成 市内16地区の自治協会	平田市 平田市自治会連合会 ・構成 市内11地区の自治協会	佐田町 自治委員長会 ・構成 町内13地区 コミュニティブロック	多伎町	湖陵町 区長会 ・構成 町内10地区 ・区長業務内容 区運営、地区公民館等管理 町道保全清掃、海岸保全清掃 地域環境美化、河川浄化 防犯灯管理、子供会助成 消防団育成、社会体育振興 社会教育公民館活動 児童公園保全清掃 健康作り組織育成	町内会長連合会 五区長会	
町内会総数	1,470町内会	351町内会	55町内会	29町内会	83町内会	155町内会	
世帯総数	28,592世帯	8,027世帯	1,252世帯	1,307世帯	1,786世帯	4,978世帯	
うち町内会加入世帯	21,064世帯	7,298世帯	1,197世帯	1,276世帯	1,773世帯	4,629世帯	
うち町内会非加入世帯	7,528世帯	729世帯	55世帯	32世帯 (うち31世帯は特別養護老人ホーム入所者)	13世帯	349世帯	
1町内会最大世帯数	92世帯	93世帯	51世帯	128世帯	60世帯	93世帯	
1町内会最小世帯数	2世帯	3世帯	5世帯	2世帯	4世帯	5世帯	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 1-2

協議項目	各種専務事業(地域コミュニティ・自治委員関係)の取扱いについて				協議細目	地域コミュニティ支援
調整の方針	<p>地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。 ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ活動助成 自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から事業及び活動費助成制度を創設し移行する。 2. 集会所建設補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成 出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。 					
項目	現				況	
	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
コミュニティセンター	16地区(平成14年4月) ・管理運営:委託 出雲市コミュニティセンター 運営協議会 ・業務内容: 各種助成事業の広報・とりまとめ・支援 地域コミュニティ育成事業の展開 地域各種団体等の事業事業サポート	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	無
各種助成制度	1. コミュニティ活動助成	無	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	無
	2. 集会所建設補助	有 内容:別紙資料のとおり	無	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	無
	3. 防犯灯設置補助	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	有 内容:別紙資料のとおり	無	有 内容:別紙資料のとおり
	4. ふるさと広場造成費補助	有 内容:別紙資料のとおり	無	無	無	無

別紙資料

1. コミュニティ活動助成

市町名	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町
名称	平田市自治振興交付金 平田市地区自治会活動支援金	自治振興交付金 コミュニティ活動助成金	自治会活動支援事業補助金	湖陵町区活動推進事業費助成金
開始年度	平成14年度	平成16年度	平成15年度	平成2年度
目的	【平田市自治振興交付金】 地域的な共同活動を行なう自治組織に対して自治振興交付金を交付する。 【平田市地区自治会活動支援金】 地区の公共的かつ公益的な地域活動を推進	【自治振興交付金】 町が自治委員長を通して行う広報や文書等の配布、各事業等の取りまとめなど行政事務に要する経費の一部として又、事務の円滑化並びに自治振興のために交付する。 【コミュニティ活動助成金】 コミュニティ（地区）の自主的な活動を支援し、より効果的な展開がされることを期して交付する。	地域コミュニティの増進と環境整備、地域福祉の増進に役立てるため、自治会が地域を上げて取り組む自治会活動等に要する経費として補助金を交付し、特色ある自主的な地域づくりを支援する。	区の健全な振興発展を助長するために、区が実施する地域活動及び各種事業に対し助成する。
補助対象・要件	【平田市自治振興交付金】 町内会 【平田市地区自治会活動支援金】 自治会	【自治振興交付金】 【コミュニティ活動助成金】 自治組織（ブロック） 13組織	生活環境を目的に行う活動・地域の美観の維持向上に関すること。 地域住民の健康管理、健康増進に関すること。 地域の活性化と地域コミュニティの増進を目的に行うイベント活動に関すること。 文化活動、学習活動。 その他地域コミュニティ向上に資する事業活動。	普通助成事業 区の組織運営に関する事業 区の公民館、集会所の管理に関する事業 道路、河川、海岸、公園等の環境保全に関する事業 地域の環境美化に関する事業 交通安全、防犯及び防災に関する事業 地域福祉の推進活動に関する事業 健康の保持、体力づくり活動に関する事業 社会教育の推進、青少年の健全育成に関する事業 生活改善に関する事業 行政の円滑な運営に関する事業
補助金額	【平田市自治振興交付金】 普通交付金 3,000円×世帯数 特別交付金 集会所加算、共同作業加算 高齢者加算 【平田市地区自治会活動支援金】 均等割 100,000円 世帯割 100円×世帯数	【自治振興交付金】 世帯割 1,200円×世帯数 （当該年度の4月1日現在） 【コミュニティ活動助成金】 1自治組織（ブロック）年額500,000円	上限額 均等割 1自治会 30,000円 世帯割 3,000円×世帯数（当該年度の4月1日現在）	特別助成事業 町有防犯灯施設の更新に関する事業 その他、区の振興及び活性化事業に関し、特に町長が認めた事業
平成16年度予算	29,050,000円 1,830,000円	1,427,000円 6,500,000円	4,500,000円	4,300,000円
備考	平成14年4月1日で納税組合制度を廃止したため、納税報奨金に変わる制度として導入 平成16年4月1日より自治振興交付金を改正し、コミュニティブロック活動支援金制度を創設	平成15年度からの納税組合制度廃止により設置 事業活動に対する補助（上限額以内）		別添湖陵町区活動推進事業費助成金算出根拠を参照

別紙資料

2. 集会所建設補助

市町名	出雲市	佐田町	多伎町	湖陵町										
名称	集会所建設事業補助	自治会公民館の助成	共同利用施設整備事業補助	湖陵町地区公民館等建設事業補助										
開始年度	昭和55年度	昭和33年度	平成12年度	平成2年度										
目的	地域住民のコミュニティの形成を目的として、集会所の新築及び増改築・修繕を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付する。	自治会活動を促進するため、自治会が公民館を設置し、又は整備を行った場合における助成を行う。	地域住民の自主的な取組を支援し、地域コミュニティ活動の活性化や福祉の増進を図るため、集会所施設その他の共同利用施設の建設等を行う自治会又はこれに準ずる団体に対し予算の範囲内において補助金を交付する。	コミュニティの形成を通じ、自治意識の高揚を図り、地域社会の健全な発展に資することを目的として、区又は自治会が設置する公民館及び集会所の建設に要する経費に対して補助金を交付する。										
補助対象・要件	当該集会所を常時利用する住民の戸数が、20戸以上であること。 補助対象経費が300万円以上であること。 集会所の修繕の場合は、建築後20年以上経過したものであること。	1 自治会の関係者を有すること	1 自治会1施設 自治会の構成世帯数相当の者が一同に会することが出来る集会所の新築 建築後20年以上経過した集会所施設の修繕 町補助金を受けたことのない集会所施設の増改築 自治会に必要と認められる倉庫等の新築 一日平均10人以上又は通学生が5人以上乗車するバス停留所の新築（改築の場合は、建築後20年以上経過したもの）	区又は自治会が自己の責任において建設等を行う施設で、次に掲げるもの 施設を新築する場合 施設として使用するため、既存の施設を購入する場合及び当該建築物を改築する場合 公民館及び集会所として使用している施設の増築及び改築を行う場合										
補助金額	補助対象経費別補助金額一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以上400万円未満</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>400万円以上600万円未満</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>600万円以上800万円未満</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>800万円以上</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助金額	300万円以上400万円未満	90万円	400万円以上600万円未満	120万円	600万円以上800万円未満	160万円	800万円以上	200万円	事業費の4分の1以内 助成範囲12万5千円以上100万円以下 同時に他の機関から助成を受ける場合はその助成額を差し引いた額とする	新築（購入） 区が建設する場合 限度額800万円 必要経費の1/3以内 自治会が建設する場合 限度額400万円 必要経費の1/4以内 増築、改築 区が増築等をする場合 限度額300万円 （必要経費 - 構成世帯数×1万円）×1/3 自治会が増築等をする場合 限度額100万円 （必要経費 - 構成世帯数×1万5千円）×1/4	
補助対象経費	補助金額													
300万円以上400万円未満	90万円													
400万円以上600万円未満	120万円													
600万円以上800万円未満	160万円													
800万円以上	200万円													
平成14年度実績	交付先 なし 補助総額 0円	0円	補助総額 473,000円	1件 補助金総額 1,205,000円										
備考														

別紙資料

3. 防犯灯設置補助

市町名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	大社町
名称	防犯灯設置補助	防犯灯設置助成金	防犯灯設置助成金		防犯灯設置事業補助
開始年度		昭和63年度	平成7年		昭和47年
目的	子どもたちの通学路及び住民の生活道路において、夜間における安全性の確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため、公共用地等に防犯灯を設置する。	交通事故防止及び青少年の非行防止、通学路における安全を図るため、地区又は町内会が防犯灯を設置する際の工事費に対し、助成金を交付する。	夜間の犯罪防止と通学の安全を期すことを目的として防犯灯を設置する	自治会等が夜間における安全性の確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため設置した子どもたちの通学路及び住民の生活道路の防犯灯の修繕管理を行う。	防犯灯を設置することにより、犯罪の防止及び交通事故等の防止を図る。
補助対象・要件	市が設置する防犯灯 設置場所は小学校、中学校の通学路とし、概ね10メートル以内に街路灯、家及び公衆電話等の照明設備がなく、防犯上必要な場所とする。電気代等維持管理は地区自治協会等が行い、灯具の取替費は市が支払うものとする。 町内会等が設置する防犯灯 子どもたちの通学路及び住民の生活道路において設置する場合、経費の一部を補助する。維持管理は町内会等が行うこととする。	設置場所は、市道、県道、国道、通学路及び公共用地などとし、防犯灯設置後の維持、管理に要する経費は、地区又は町内会の負担とする。	設置場所は町民が通行する場所である必要があると認められる場所 1基に1灯とし、規格については20ワット蛍光灯で自動点滅機付であること 既存の防犯灯及び街路灯との間隔が50メートル以内であること 設置後の維持管理費は設置者で負担すること	自治会等が設置する防犯等の電気代等維持管理は自治会等が行い、灯具等の取替費等は町が支払うものとする。 (場所の移動・大幅な修繕に関しては、町及び自治会等が必要性等を検討の上で行う。)	町内会が、防犯灯を設置するにあたり、その要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	設置費補助 設置費の2分の1 上限額 ・既設の柱の場合 1万5千円 ・新設の柱の場合 3万円	1灯につき2万円以内とする全額助成	新設住への設置 22,000円/灯 既設柱への設置 12,000円/灯	灯具等修繕に係る必要経費	設置費補助 設置費の2分の1 上限額 1万円
平成14年度実績	141灯 補助総額 2,221,000円	30灯 助成総額 600,000円	22灯 助成総額 324,000円	394,000円	12灯 補助金額 118,425円
備考					

別紙資料

4. ふるさと広場造成費補助

市町名	出雲市
名称	ふるさと広場造成費補助
開始年度	平成12年
目的	ふるさと広場において、子どもから高齢者にいる住民が健康増進やスポーツ等の交流活動を通して、地域コミュニティを育成することを目的として助成金を交付する。
補助対象・要件	ふるさと広場の定義・・・1,000平方メートル程度の農地(田、畑、果樹園等) 空き地(宅地、雑種地) または原野を活用して造成する広場 助成の対象・・・地区自治協会、地区体育協会、町内会等
補助金額	広場の整備にかかる盛土、法面、側溝等の造成経費で上限300万円
平成14年度実績	交付先 1町内会 補助総額 3,000,000円
備考	広場の維持管理を10年間行わなければならない。

別添

湖陵町区活動推進事業費助成金算出根拠

算定事業	算定項目	基準単価	備考
区運営事業	均等割	38,000 円	
	世帯割	400 円	
公民館等管理事業	均等割	6,500 円	
	世帯割	45 円	
町道保全清掃事業	世帯割	60 円	
	延長割	2 円	
海岸保全清掃割	世帯割	55 円	
	延長割	26 円	
地域環境美化事業	均等割	5,000 円	
	世帯割	50 円	
	危険物置場	2,500 円	1ヶ所当たり
	古紙回収ステーション	5,000 円	1ヶ所当たり
	専用借地料代	2,000 円	
河川浄化事業	面積割	20 円	
防犯灯管理事業	電気料(区有)	3,108 円	1基当たり
	保守料(区有)	300 円	1基当たり
	保守料(町有)	300 円	1基当たり
子供会育成事業	人員割	200 円	
社会体育振興事業	チーム割	8,000 円	
	世帯割	50 円	
社会教育公民館活動事業	施設割	4,500 円	
	世帯割	50 円	
児童公園保全清掃事業	均等割	10,000 円	
消防団育成事業	団員割	2,000 円	
健康づくり組織育成事業	世帯割	20 円	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 2-1

協議項目		協議細目	
各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡員関係)の取扱いについて		行政連絡員制度	
行政連絡員制度については、各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。			
現況			
出雲市	平田市	佐田町	多伎町
<p>[自治委員] 身分:任期1年(再任可)市長が委嘱 人数:1,470人 設置単位:1町内会に1人 職務内容 1. 市からの送付文書の配布、回覧 2. 災害時のり災世帯の報告 3. 納税組合長などの推薦報告など</p> <p>報酬 ・均等割 3,000円 ・世帯割 500円×世帯数</p>	<p>[町内会長等] 身分:市長による委嘱はしていない。 人数:351人 設置単位:1町内会 or 自治会に1人 職務内容 1. 連絡調整:市行政事務の周知又は取りまとめ 2. 広報誌配付:広報紙その他諸通知書の配付、送達、回覧等 3. 調査協力:市の各機関の調査、物品の配付等の協力 4. 事業協力:各種委員の推薦、美化活動への参加など</p> <p>行政協力業務委託金(年額) ・連絡調整1組織 12,000円 ・広報誌配布1世帯 1,200円 ・調査協力1世帯 200円 ・事業協力1世帯 500円</p> <p>平田市行政協力業務委託 自治組織に対して連絡調整、広報紙の配布等に関する業務を委託することにより、市と自治組織が連携を図り、市政の発展に資することを目的とする。 (市が自治委員を任命、委嘱するような制度はなく、市と自治組織との業務委託契約、直接自治委員と契約するものではない。)</p>	<p>[自治委員長]・・・平成16年4月～ 身分:任期2年、各組織の推薦者を町長が委嘱 人数:自治委員長 13人 設置単位:1自治組織(ブロック)に1人 職務内容 1. 組織内の住民意見の取りまとめ 2. 行政と住民組織との調整や情報伝達 3. その他</p> <p>報酬 自治委員長 ・年報酬 62,000円</p> <p>[自治委員]・・・平成16年3月まで 身分:任期1年町長が委嘱 人数:自治会長 55人 自治委員(保健部長・産業部長) 各5人</p> <p>設置単位:1自治会に 自治会長 1人 自治委員(保健部長・産業部長) 各1人</p> <p>職務内容 1. 広報誌や各行政機関からのチラシ、文書の配布 2. 事業や募金等の取りまとめ 3. 納税等に関する納入通知書兼納入済み通知書の配布</p> <p>報酬 自治会長 ・年報酬 13,000円 戸数割 1,200円(1戸当り) 保健部長・産業部長 年報酬 9,200円</p>	<p>[自治委員] 身分:任期1年非常勤の特別職の職員として位置づけ 人数:29人 設置単位:1自治会に1人 職務内容 1. 地域共同体として地域住民の生活上推進 2. 行政と町民との間の相互連絡・調整 3. 町からの送付文書の配布・回覧 4. 地区コミュニティセンターの管理など</p> <p>報酬 平等割:40世帯以上 16,300円、40世帯未満 12,500円 世帯割:1,270円×世帯数</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡員関係)の取扱いについて	協議細目	行政連絡員制度
調整の方針	行政連絡員制度については、各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。		
現 況			
湖 陵 町	大 社 町		
<p>〔自治委員〕 身分:任期1年町長が委嘱 人数:83人 設置単位:1自治会に1人 職務内容 1. 町からの広報誌、文書等の配布 報酬 均等割: 43,500円 世帯割: 830円×世帯数</p>	<p>〔自治委員〕 身分:市長による委嘱はしていない。 人数:155人 設置単位:1町内会に1人 職務内容 1. 広報・週報・週報・各行政機関からの文書等の配布・回覧 2. 各種要望や募金等の取りまとめ 3. 町政運営に係る調整及び協議 4. その他町行政の円滑な推進を図るため必要な事項など 報酬 ・事務連絡嘱託員委託料 均等割: 8,000円 世帯割: 480円 ・報酬費は町内会連合会の役員のみ141千円以内</p>	<p>行政連絡員制度については、各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。</p>	
<p>〔区長〕 身分:任期2年町長が委嘱 人数:10人 設置単位:町内10地区に各1名 職務内容 1. 町行政事務の周知、取りまとめ 2. 町への要望等の取りまとめ 3. 区行事の調整、取りまとめ 4. その他町行政への協力 〔区内の自治委員の取りまとめの他、各区独自で各種委員を選任している〕 報酬 均等割:68,000円 世帯割: 610円×世帯数</p>			

協議第 33 号

各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 成人式

新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を 1 月に開催する。

2 社会教育関係団体等への補助金

（1）青少年健全育成市民会議補助金

次代を担う青少年の健全育成のために、現在ある市・町民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。

（2）各種団体への補助（青年団体、女性団体、成人団体等）

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

3 公民館・コミュニティセンター

（1）施設

公民館・コミュニティセンター（以下「公民館等」という。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、佐田町中央公民館は文化施設として活用する。

(2) 運営

公民館等が行っている業務は、地域住民の暮らしや活動に密接し、多様な利用がされていることから、現状のとおり維持・継続していく。

公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮問機関を設置し、住民（代表）の意見を聞きながら検討する。

合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおりとする。

管理・維持に関する地元負担金は徴収しない。

住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は、徴収しない。

営利を目的とする行為（団体）には使用させない。

ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すものとする。

(3) 生涯学習事業

公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い、充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、合併後当分の間は直接執行する。

4 生涯学習関連施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 生涯学習関連施設使用料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 ボランティア推進事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ボランティアの推進については、現在の出雲市総合ボランティアセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動しているボランティアとの連携を図りつつ調整する。

7 図書館

(1) 図書館事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。

また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。

(2) 運営形態

運営形態は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。

(3) 開館時間

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後 3 年を目途に以下のとおり統一する方向で調整する。

平日 : 10 時 ~ 19 時

土曜・日曜・祝日 : 10 時 ~ 18 時

ただし、公民館内に設置されている 2 施設については、その施設の都合を考慮する。

(4) 休館日

現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 図書館協議会

各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。

協議第 34 号

新市建設計画について、次のとおり協議する。

平成 16 年 7 月 13 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市建設計画について

(総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会付託)

合併協定項目 25 . 新市建設計画について、別添のとおり提出する。